

2019年10月1日

アジア太平洋トレードセンター株式会社

ATCでの商業撮影

当社館内外での商業目的の撮影については、次の事項を守り実施願います。商業撮影にはチラシやカタログ用のスチール撮影、CMや企業紹介等のムービー撮影、参加費を徴収して行うモデル撮影会等が該当いたします。

1. はじめに

当社の館内および屋外の撮影でのご利用は、事前の申請により、一般来館者や催事の妨げにならない範囲でご利用いただけます。なお屋外（岸壁等）の利用内容によっては別途、大阪市港湾局に対して許可申請が必要になる場合もあります。

2. 利用の流れ

(1) 空き状況や内容についての調整

館内外での商業撮影をご希望される場合は、空き状況や希望場所、撮影内容について事前に電話にてお問い合わせください。

お問合せ先：アジア太平洋トレードセンター株式会社 広報企画室 担当：楠田

TEL：06-6615-5230 平日 9:30～17:45

メール：k-kusuda@atc-co.com

(2) 事前打合せと現地調査

事前に当社担当者と日程調整の上、打合せと現地調査を行ってください。内容によっては撮影をお受けできない場合もありますので、予めご了承ください。なおCMや映画・ドラマ撮影等の利用については、設置物などの配置図や絵コンテ又はシナリオ等をご提出ください。

(3) 商業撮影の申し込み

事前に打合せさせていただいた内容を「商業撮影申請書」にご記入の上、企画書、タイムスケジュール等を添えて撮影の7日前までにお申し込みください。なお、申請書記載時間は撮影場所での準備開始から退出までに要する時間としてください。内容を審査し、ご利用の可否についてご連絡いたします。車両を被写体とする撮影は、原則としてピロティ広場に場所を限らせていただきます。

(4) 撮影料の支払い

撮影料金は全額を事前にお支払いください。撮影開始日の3日前(土日祝を除く)までに、当社指定の銀行口座にお振込みください。お振込後の撮影料等は、原則として返還いたしませんのでご了承ください。

■撮影料金

- ・スチール撮影 30,000 円/日 (9:30~17:30) 延長料金 10,000 円/時間
- ・ムービー撮影 60,000 円/日 (9:30~17:30) 延長料金 20,000 円/時間

※別途、スペース利用料(撮影場所、控室等)と当社警備員の手配(有料)が必要になります。

※撮影当日に延長料金等の追加が発生した場合は、後日請求書を発行いたしますので、指定日までにお振込みください。

(5) 撮影内容の変更及び取り消し

撮影内容の変更及び取り消しについては、速やかに当社担当者までご連絡ください。変更の内容によりましては、ご希望に添えない場合があります。

(6) 撮影当日について

到着時に当社担当者までご連絡ください。撮影許可証をお渡ししますので見えやすい場所に着用ください。当日は担当者ならびに警備員の指示に従ってください。また、責任者を配置し、安全には十分注意し撮影願います。万が一、事故・施設の損傷等が発生した場合は、当社担当者への速やかな連絡と撮影者の責任において、適切な処置を講じていただきますようお願いいたします。

3. 撮影許可の取り消し

次の事項に該当する場合は、撮影の許可を取り消させていただく場合があります。なお、撮影中止により生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 申請書に記載された内容と異なる目的や行為があるとき。
- (2) 許可された場所以外での撮影を行なったとき。
- (3) 事前に確認した範囲を超える面積占有や大音量の発生などにより、一般来館者の利用やテナント営業に支障が生じたとき。
- (4) 災害その他、不可抗力によって当施設の利用ができなくなったとき。
- (5) その他、当社の施設管理に重大な影響を及ぼす可能性があるると判断したとき。

4. 禁止行為

次の事項に該当する場合は、ご利用をお断りさせていただきます。

- (1) 過激なラブシーン等、公序良俗に反するとき。
- (2) 密輸や麻薬取引等、建物や地域のイメージを損なうとき。
- (3) 海に飛び込むものや火薬を用いる爆破シーン等、危険な行為を伴うとき。
- (4) 焚き火などの火気を使用したり、ガソリン等の危険物を大量に持ち込むとき。

- (5) 大がかりなセットや通行規制等、一般来館者の利用を大幅に制限するとき。
- (6) 施設への直接工作及び、緑地施設を損壊する恐れのあるとき。
- (7) 施設の管理上、支障となるとき
 - ・全域を閉鎖するような使用、または一部の閉鎖であっても迂回路など歩行者導線が確保できないもの
 - ・利用について誤解を招く恐れのある使用シーンを含むもの（犬の放し飼い、自転車走行、バーベキュー、ピラ配り、募金活動、選挙演説など）
 - ・その他、公の施設の利用に不適切と当社が判断するもの

5. 原状回復及び損害賠償

- (1) 撮影者の負担により、原状回復と清掃を行っていただきます。なお、清掃会社は当社の指定業者とさせていただきます。
- (2) 施設・設備・備品・植栽等を汚損・毀損・滅失等した場合は、撮影者の費用負担により原状回復していただきます。なお、補修業者は当社の指定業者とします。
- (3) 撮影により第三者に損害を与えた場合は、撮影者はその損害を賠償していただきます。

6. 注意事項

- (1) 撮影により生じたゴミは、必ずお持ち帰りください。
- (2) 撮影場所は、一般来館者の通行並びに利用の妨げにならないよう必要最小限にしてください。
- (3) 撮影時は、一般来館者の安全を確保する要員を配置してください。
- (4) 撮影中は、当社担当者及び警備員の指示に従ってください。
- (5) 撮影中は、撮影許可証（当社交付）を常に携帯してください。
- (6) 撮影終了時には、当社担当者もしくは警備員立会いによる利用場所の原状回復確認をさせていただきます。
- (7) 控室等のご希望がある場合はご相談ください。空き状況により有料にて手配可能です。
- (8) 関係車両は、有料駐車場をご利用ください。